

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年9月4日

東京都作業部会確認年月日 令和元年9月5日

事業名 パラリンピック大会関係者宿泊料金の執行について

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考	
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、開催都市契約大会運営要件等に定められた、IPC 等パラリンピックファミリー及び IF 技術役員等（以下「大会関係者」という。）の宿泊料金を負担するものであり、東京 2020 パラリンピック大会の運営に不可欠である。</p> <p>このため、平成 29 年 5 月 31 日の大枠合意に基づき、パラリンピック経費を都、国、組織委員会で負担する事項である。</p>		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>大会時に大会関係者が利用する宿泊施設は、招致時に保証書を取得した宿泊施設をベースとして、組織委員会が確保している。</p> <p>本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から、組織委員会が一元的に執行した方が効率的かつ効果的と考える。</p>		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	大会関係者の宿泊料金については、開催都市契約大会運営要件等で組織委員会が全額又は差額分を負担することが定められており、大会運営及び競技運営に不可欠であることを確認した。	
	効率性	<p>IPC の負担額については IPC と交渉し、招致時よりも同負担額を多く求めることとし、経費削減を行ったことを確認した。</p> <p>IF 技術役員等の客室数及び使用期間について、開催都市契約大会運営要件等に基づく最低限の室数及び日数に設定していることを確認した。</p>	
	納得性	V3 予算内であることはもとより、大会期間中の宿泊需給ひっ迫に伴う宿泊料金の価格高騰が懸念される中で、招致時に宿泊施設から取得した保証書の上限金額を下回る料金で客室を確保していることを確認した。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>開催都市契約大会運営要件等に定められ、競技・大会運営に不可欠な大会関係者の宿泊料金の負担であり、公費負担の対象として適切であると考ええる。</p> <p>また、大会関係者が実際に使用する客室数、期間等について、キャンセルポリシーに基づき引き続き精査することにより、経費圧縮される見込みである。</p>		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。